

スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明・公表の実施について

1 スポーツ団体ガバナンスコードとは

- (1) スポーツ団体が適切な運営を行う上で遵守すべき原則・規範のこと
- (2) 全てのスポーツ団体にコードを遵守している旨の「自己説明と公表」を促進
中央競技団体向けと一般スポーツ団体向けの2種類ある。
 - ・ 中央競技団体向け ⇒ 43項目
 - ・ 一般スポーツ団体向け ⇒ 14項目

2 ガバナンスコード策定の経緯と今後

- (1) 2017年～2018年にかけて、スポーツ界においてコンプライアンス違反事案が頻発
 - ・ レスリング強化本部長によるパワハラ事案
 - ・ アメリカンフットボール試合中の暴力タックル事案
 - ・ 日本ボクシング連盟における助成金不正流用等事案
 - ・ 居合道称号認定審査における金銭授受事案
 - ・ 体操選手へのコーチによる暴力事案及び日本体操協会におけるパワハラ疑惑等
- (2) 2018年6月、上記事案等を受け、スポーツ庁長官が「我が国のスポーツ・インテグリティの確保のために」のメッセージ公表
- (3) 2018年11月～2019年8月にかけて、スポーツ議員連盟プロジェクトチームの提言やスポーツ庁スポーツ審議会での審議・答申を経て、2019年6月「スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉」、2019年8月「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」が策定・公表される。
- (4) 2021年から都道府県体育・スポーツ協会は、「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づき、日本スポーツ協会が指定する書式により、令和2年度以降毎年、3月末日までに自身のホームページに自己説明を行い公表しなければならない。〈日本スポーツ協会加盟団体規程により義務化〉一般スポーツ団体は自主的に取り組むこととされている。

3 スポーツ団体のガバナンス確保が求められる理由

スポーツ団体は、特定のスポーツの唯一の国内、または県内を統括する組織として、選手や指導者以外にも、多くの利害関係者が存在し、スポーツの普及・振興、代表選手の選考、選手強化予算の配分、各種大会の主催、審判員等資格制度や競技者・団体登録制度の運用等の業務を独占的に実施している。また、公的支援を受けていることもあり、スポーツ団体は業務運営が大きな社会的影響力を有するとともに、国民・社会に対して適切な説明責任を果たしていくことが求められる公共性の高い団体として、特に高いレベルのガバナンス確保が求められているため。

4 当協会としての今後の取組

本協会のホームページに、日本スポーツ協会の指定書式により、毎年10月末日までに、ガバナンスコードに対する自己説明を公表する。

自己説明の項目は、一般スポーツ団体向けの14項目に、都道府県体育・スポーツ協会必須の3項目を追加した17項目とする。